

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 所属未定地の編入

告示

鳥取県告示第六百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十二年十二月三十日から次の公有水面埋立地を境港市に編入する。

昭和三十二年十二月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 境港市外江町字南屋敷西三、四六一 三、四五六一
- 三、四三四ノ一 三、四三三ノ二 三、四三三ノ一
- 三、四三二ノ一 字四方ノ川三、三七七ノ一 三、三

- 七八ノ一 三、三七九ノ一 三、三九一ノ一 三、三九五ノ一 三、四〇六ノ一 三、四〇七ノ一 三、四〇八ノ一 字原灘林三、三六三ノ四 三、三六三ノ三 三、三六五ノ一 三、三六七ノ一 三、三七二ノ一 三、三七三ノ一 三、三七六ノ一 字西原灘三、二三三ノ一 三、二五五ノ一 三、二五九ノ一 三、二六二ノ一 三、二六三 三、二六四ノ一 字上原灘三、二二〇ノ一 三、二二一ノ一 三、二二四ノ一 三、二二五ノ一 三、二二八ノ一 番地々先三九町五反三畝 一三步
- 二 境港市渡町字横土手二、四八一 二、四八二ノ一 二、四九一ノ一 二、四九二ノ一 二、四九七内ノ一 一 字塚本灘二、五〇〇ノ一 二、五〇〇ノ二 二、五〇二ノ一 字八幡灘三、一〇三ノ二 三、一〇四ノ一 三、一〇五ノ一 三、一〇六ノ一 三、一〇七ノ一 一ノ一 三、一〇八ノ一 一ノ一 三、一〇九ノ一 一ノ一 三、一一〇ノ一 一ノ一 三、一一一ノ一 一ノ一 三、一一二ノ一 一ノ一 三、一一三ノ一 一ノ一 三、一一三ノ二 三、一四七ノ一

